

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

法令名	旅館業法	担当課	薬務衛生課	検索番号	2
不利益処分	旅館業営業者への措置命令				
(根拠規定)					
○旅館業法 (昭和23年法律第138号)					
〔基準に適合させるための必要な措置命令〕					
第七条の二 都道府県知事は、旅館業の施設の構造設備が第三条第二項の政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該営業者に対し、相当の期間を定めて、当該施設の構造設備をその基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。					
2 都道府県知事は、旅館業による公衆衛生上の危害の発生若しくは拡大又は善良の風俗を害する行為の助長若しくは誘発を防止するため必要があると認めるときは、当該営業者に対し、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。					
(処分基準)					
＜第三条第二項の政令で定める基準＞					
○旅館業法施行令 (昭和32年政令第152号)					
(構造設備の基準)					
第一条 旅館業法 (以下「法」という。) 第三条第二項の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。					
一 一客室の床面積は、七平方メートル (寝台を置く客室にあつては、九平方メートル) 以上であること。					
二 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。					
○旅館業法施行規則 (昭和23年厚生省令第28号)					
〔構造設備の基準〕					
第四条の三 旅館業法施行令 (昭和三十二年政令第百五十二号。以下「令」という。) 第一条第一項第二号の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。					
一 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。					
二 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。					
三 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。					
四 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。					
五 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。					
六 適当な数の便所を有すること。					
七 その設置場所が法第三条第三項各号に掲げる施設の敷地 (これらの用に供するものと決定した土地を含む。) の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。					
八 その他都道府県 (保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下この条において同じ。) が条例で定める構造設備の基準に適合すること。					

○旅館業法施行条例（昭和32年愛媛県条例第44号）

（構造設備の基準）

第5条の2 政令第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 客室は、換気窓により衛生的な空気環境を十分に確保することができる構造とすること。ただし、これに代えることのできる適当な換気装置がある場合は、この限りでない。
- (2) 客室は、採光窓により自然光線を十分に採光することができる構造とすること。
- (3) 客室は、収容定員に応じた十分な広さを有するとともに、客室ごとに室名又は室番号及び定員数を表示すること。
- (4) 浴室及び洗面所は、清掃を容易に行うことができる構造とすること。
- (5) 便所は、適当な数の便器を備え、換気口又は換気装置を設けること。
- (6) 便所の位置は、井戸及び調理場（配膳室を含む。）から適当な距離を有すること。

<収容定員、窓の構造の目安となる基準>

○旅館業法施行条例の一部改正における留意事項について

（平成30年7月27日付け30業第722-1号 愛媛県保健福祉部長通知）

2 条例第4条表第1の項第9号に規定していた一客室の定員数について、具体的な数値的規定を削除し、改正後の条例第5条の2第1項第3号において「客室は、収容定員に応じた十分な広さを有するとともに、客室ごとに室名又は室番号及び定員数を表示すること。」と改正したところであるが、客室が十分な広さを有しているかの判断は、当分の間、改正前の基準を準用することとし、客室の床面積が概ね次の広さを有しているかを目安とすること。

(1) 旅館・ホテル営業及び下宿営業

寝台無し 収容定員1人あたり3.3平方メートル

寝台有り 収容定員1人あたり4.5平方メートル

(2) 簡易宿所営業

営業許可申請に当たって宿泊者数を10人未満とする施設

収容定員1人あたり3.3平方メートル

営業許可申請に当たって宿泊者数を10人以上とする施設

寝台無し 収容定員1人あたり2.5平方メートル

寝台（階層式寝台を除く）有り 収容定員1人あたり3.0平方メートル

階層式寝台有り 収容定員2人あたり4.5平方メートル

なお、季節的状況や地理的状況により周辺の宿泊施設が明らかに不足する場合、災害等における避難者の受入に使用する場合、団体宿泊者、家族旅行者等を宿泊させる際に客の事情により客室を貸し切りの状態で使用する場合など、特別の事情がある場合は、宿泊者の了解のもと公衆衛生の維持に十分に配慮した上で、設定した収容定員を超えて宿泊させることは差し支えない。

ただし、その場合であっても、一客室の収容人数が次を超えないように指導すること。

(1) 旅館・ホテル営業及び下宿営業

寝台無し 床面積2.5平方メートルにつき1人

寝台有り 床面積3.0平方メートルにつき1人

(2) 簡易宿所営業 床面積1.8平方メートルにつき1人※

※営業許可申請に当たって宿泊者数を10人未満とした施設は、全客室の収容人数の合計が許可申請時の宿泊者数を超えないように注意すること。

3 改正後の条例第5条の2第1項第1号の「換気窓により衛生的な空気環境を十分に確保することができる構造」及び第2号の「採光窓により自然光線を十分に採光することができる構造」であるかは、建築基準法を遵守しているかを目安として判断すること。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の入浴施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) ろ過器が設置されている場合は、その1時間当たりの処理能力は、浴槽の容量以上であり、そのろ材は、十分な逆洗浄を行うことができるものであるとともに、集毛器は、浴槽水をろ過器に送るための配管の途中に設けること。
- (2) 打たせ湯及びシャワーが設置されている場合は、循環水を用いない構造であること。
- (3) 気泡発生装置等が設置されている場合は、その空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。
- (4) 屋外に浴槽が設置されている場合は、その浴槽水が配管等を通じて屋内の浴槽水と混じらない構造であること。

2 法第三条第二項の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 客室の延床面積は、三十三平方メートル（法第三条第一項の許可の申請に当たって宿泊者の数を十人未満とする場合には、三・三平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積）

以上であること。

- 二 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね一メートル以上であること。
- 三 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
- 四 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
- 五 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- 六 適当な数の便所を有すること。
- 七 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

○旅館業法施行条例（昭和32年愛媛県条例第44号）

（構造設備の基準）

第5条の2 政令第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 客室は、換気窓により衛生的な空気環境を十分に確保することができる構造とすること。ただし、これに代えることのできる適当な換気装置がある場合は、この限りでない。
- (2) 客室は、採光窓により自然光線を十分に採光することができる構造とすること。
- (3) 客室は、収容定員に応じた十分な広さを有するとともに、客室ごとに室名又は室番号及び定員数を表示すること。

2 政令第1条第2項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、客室の換気にあつては前項第1号の規定に、客室の採光にあつては同項第2号の規定に、客室の広さ等にあつては同項第3号の規定に適合することとする。

<収容定員、窓の構造の目安となる基準>

○旅館業法施行条例の一部改正における留意事項について

（平成30年7月27日付け30薬第722-1号 愛媛県保健福祉部長通知）

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の入浴施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) ろ過器が設置されている場合は、その1時間当たりの処理能力は、浴槽の容量以上であり、そのろ材は、十分な逆洗浄を行うことができるものであるとともに、集毛器は、浴槽水をろ過器に送るための配管の途中に設けること。
- (2) 打たせ湯及びシャワーが設置されている場合は、循環水を用いない構造であること。
- (3) 気泡発生装置等が設置されている場合は、その空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。
- (4) 屋外に浴槽が設置されている場合は、その浴槽水が配管等を通じて屋内の浴槽水と混じらない構造であること。

3 法第三条第二項の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
- 二 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
- 三 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- 四 適当な数の便所を有すること。
- 五 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

○旅館業法施行条例（昭和32年愛媛県条例第44号）

（構造設備の基準）

第5条の2 政令第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (3) 客室は、収容定員に応じた十分な広さを有するとともに、客室ごとに室名又は室番号及び定員数を表示すること。

3 政令第1条第3項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、第1項第3号の規定に適合することとする。

<収容定員の目安となる基準>

○旅館業法施行条例の一部改正における留意事項について

（平成30年7月27日付け30薬第722-1号 愛媛県保健福祉部長通知）

(構造設備の基準の特例)

第二条 旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであつて、厚生労働省令で定めるものについては、前条第一項又は第二項に定める基準に関して、厚生労働省令で必要な特例を定めることができる。

○旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）

〔季節的に利用される施設等〕

第五条 令第二条に規定する施設は、次のとおりとする。

- 一 キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設
- 二 交通が著しく不便な地域にある施設であつて、利用度の低いもの
- 三 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設
- 四 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業に係る施設

2 次の表の上欄に掲げる施設については、同表の下欄に掲げる基準は、適用しない。

前項第一号から第三号までに掲げる施設	令第一条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号の基準
前項第四号に掲げる施設	令第一条第二項第一号の基準

3 第一項第一号から第三号までに掲げる施設については、季節的状况、地理的状况等によつて令第一条第一項第四号及び第二項第四号の基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であつて、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときは、これらの基準によらないことができるものとする。

<公衆衛生又は善良の風俗の基準>

○旅館業法（昭和23年法律第138号）

〔営業施設の整備等〕

第三条の五 営業者は、旅館業が国民生活において果たしている役割の重要性に鑑み、旅館業の施設及び宿泊に関するサービスについて安全及び衛生の水準の維持及び向上に努めるとともに、旅館業の分野における利用者の需要が高度化し、かつ、多様化している状況に対応できるよう、旅館業の施設の整備及び宿泊に関するサービスの向上に努めなければならない。

2 営業者は、旅館業の施設において特定感染症のまん延の防止に必要な対策を適切に講じ、及び高齢者、障害者その他の特に配慮を要する宿泊者に対してその特性に応じた適切な宿泊に関するサービスを提供するため、その従業者に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならない

〔営業施設について講ずべき措置〕

第四条 営業者は、旅館業の施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

○旅館業法施行条例（昭和32年愛媛県条例第44号）

（営業施設の衛生措置の基準）

第4条 旅館業を営む者（以下「営業者」という。）が営業の施設について宿泊者の衛生のために講じなければならない必要な措置の基準は、次のとおりとする。

第1 客室に関する措置

- 1 軒、ひさしその他著しく換気及び採光を妨げるものがある場合は、換気窓及び採光面の増加その他適当な方法により、換気及び採光を行なうこと。
- 2 土地の状況、季節その他の関係で湿度が高く人の健康を害するおそれがあると認められる場合は、床下にコンクリートたたきその他適当な防湿方法を施すこと。
- 3 空気調和装置、暖房装置及び冷房装置は、定期的に保守点検するとともに、故障、破損等がある場合は速やかに補修することにより、適切な室内の温度及び湿度を保つこと。
- 4 直射日光が著しく射入する室は、カーテン、すだれ等で光をさえぎること。

- 5 室内に便所、下水、ごみため等の臭気が入らないよう処置すること。
- 6 くず箱を備え、原則として1日1回以上くずの処分をすること。
- 7 室内は、原則として1日1回以上清掃し、必要に応じて消毒を行うこと。

第2 便所に関する措置

- 1 換気窓及び採光窓には、金網その他により昆虫の侵入を防止する設備を施すこと。
- 2 清掃及び防臭剤等により便所臭を除去することに努めること。
- 3 くみ取り式大便所の便器には、ふたを備えておくこと。
- 4 便器は、常に清潔に保ち、便所の内外は、原則として1日1回以上清掃すること。
- 5 用便紙容器を備え、用便紙は、常にじゆうぶんに用意しておくこと。この場合において、水洗式便所にあつては、トイレ専用用紙を備えること。
- 6 便池は、常に遮(しや)光し、適時消毒を行なうこと。
- 7 水洗式便所には、別に汚物容器を備えること。
- 8 手洗設備は、宿泊者の利用しやすい位置に設け、常に清潔に保つこと。

第3 浴場に関する措置

- 1 脱衣室及び浴室は、常に清潔に保つこと。
- 2 浴用に供した汚水を下水に流下させる装置を施し、汚水溝は、常に掃除すること。
- 3 原水(ろ過器(浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。))をろ過する装置をいう。以下同じ。)を通していない浴用に供する湯水であつて、浴槽水以外のものをいう。以下同じ。)及び浴槽水は、規則で定める水質基準に適合するよう管理すること。
- 4 貯湯槽(原水を貯留する水槽をいう。以下同じ。)内の原水の温度は、通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行う場合は、この限りでない。
- 5 定期的に貯湯槽の生物膜(配管内部、ろ材等に付着した微生物が増殖し、それらが産出する粘性物質で形成されたものをいう。以下同じ。)の発生の防止又は除去を行うための清掃及び消毒を行うとともに、温度計の性能及び設備の破損等の確認を行うこと。
- 6 浴槽水は、常に満杯状態に保ち、清浄な湯水の供給、循環ろ過、塩素系薬剤による消毒等により清浄に保つこと。
- 7 浴槽水は、毎日1回以上完全に取り換えること。ただし、連日使用循環水(24時間以上連続して使用している循環水をいう。以下同じ。)を使用している浴槽水については、1週間に1回以上定期的に完全に取り換え、浴槽を清掃し、及び消毒すること。
- 8 ろ過器は、浴槽に湯水がある場合は、常に作動させ、1週間に1回以上、逆洗浄(湯水を通常とは逆方向へ流し、汚れを洗い流すことをいう。以下同じ。)して汚れを十分に排出し、生物膜を適切な消毒方法で除去すること。
- 9 循環配管(湯水を浴槽とろ過器等の間で循環させるための配管をいう。以下同じ。)は、1週間に1回以上、適切な方法で消毒するとともに、おおむね1年に1回以上、内部の状況を点検し、生物膜がある場合は、当該生物膜の除去を行うこと。
- 10 配管は、その配置を図面等により正確に把握し、不要な配管の除去等必要な措置を行うこと。
- 11 浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、浴槽水中の残留塩素濃度を頻りに測定して、規則で定める残留塩素濃度となるよう努めるとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保存すること。ただし、浴槽水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、浴槽水の水素イオン濃度指数(pH)が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合であつて、他の適切な衛生措置を講ずるときは、この限りでない。
- 12 塩素系薬剤を使用して消毒を行う場合において、循環配管を設置しているときは、塩素系薬剤をろ過器の直前に投入すること。
- 13 消毒装置は、浴槽に湯水がある場合は、常に作動させ、維持管理を適切に行うこと。
- 14 水位計配管は、1週間に1回以上、生物膜を適切な消毒方法で除去すること。
- 15 シャワーは、1週間に1回以上通水し、シャワーヘッド及びホースは、6月に1回以上点検するとともに、1年に1回以上洗浄し、及び消毒すること。
- 16 集毛器(浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪及び比較的大きな異物を捕集する網状等の装置をいう。以下同じ。)は、毎日清掃し、及び消毒すること。
- 17 浴用に供する湯水は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める頻度で定期的に水質検査を行うこと。ただし、塩素系薬剤を用いた消毒を行っていない浴槽水については、その頻度は、1年に4回以上とする。
ア 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水を用いない原水 1年に1回以上

イ 連日使用循環水を用いない浴槽水 1年に1回以上

ウ 連日使用循環水を用いた浴槽水 1年に2回以上

- 18 前号の水質検査の結果は、検査の日から3年間保存するとともに、その結果が第3号の水質基準に適合しない場合は、直ちにその旨を知事に届け出ること。
- 19 浴槽からあふれ出た湯水及び回収槽（浴槽からあふれ出た湯水を配管により回収するための水槽をいう。以下同じ。）内の湯水を浴用に供しないこと。ただし、オーバーフロー還水管（浴槽からあふれ出た湯水を回収槽に集めるための配管をいう。以下同じ。）及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないよう回収槽内の湯水の塩素消毒等を行う場合は、この限りでない。
- 20 調節箱（洗い場の給湯栓及びシャワーへ送る湯の温度を調節するための槽をいう。以下同じ。）は、生物膜の状況を監視し、必要に応じ清掃し、及び消毒すること。
- 21 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）が設置されている場合は、浴槽水には連日使用循環水を使用せず、内部に生物膜が形成されないよう適宜清掃し、及び消毒すること。
- 22 打たせ湯及びシャワーには、循環水を使用しないこと。
- 23 屋外に設置された浴槽の周囲に植栽がある場合は、浴槽に土が入り込まないように努めること。
- 24 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うことその他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないよう注意を喚起する表示をすること。
- 25 営業者は、衛生管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成して、従業者に周知徹底するとともに、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。
- 26 脱衣室には、衣類の保管ができる棚、脱衣箱又は脱衣籠を設け、毎月1回以上消毒薬をふりまくこと。

第4 調理場に関する措置

- 1 常に衛生的に維持し、定期的になぜみ族及び昆虫の駆除を行うこと。
- 2 廃棄物は、処理方法に応じて適切に分別し、処理すること。

第5 その他の施設に関する措置

- 1 玄関、ロビー等は、常に清潔に保ち、その見やすい場所に業種別（旅館・ホテル、簡易宿所及び下宿の別）の表示をすること。
- 2 洗面所は、宿泊者の利用しやすい位置に設け、常に清潔に保つこと。
- 3 廊下は、常に清潔に保つこと。
- 4 ちり捨て場、下水その他不潔になりやすい場所は、常に清潔にし、適時消毒を行なうこと。

第6 その他の措置

- 1 宿泊者用の寝具は、白布その他の清潔な布でおおうこと。
- 2 寝具、貸衣類等は、定員数以上の数を備え、常に清潔に保ち、かつ衛生的に保管する設備を設けること。
- 3 敷布、掛布、貸衣類等は、使用者の異なるたびに洗たくすること。
- 4 宿泊者の利用する場所は、定期的になぜみ族及び昆虫の駆除を目的とする清潔方法を講ずること。
- 5 営業従事者の数に応じて適当数の私室を設けること。
- 6 営業従事者は、常に身体及び衣服を清潔に保つこと。
- 7 照明設備は、定期的に保守点検するとともに、故障、破損等がある場合は速やかに補修することにより、宿泊者の安全衛生上又は業務上必要な照度を満たすこと。
- 8 適当な救急薬剤及び材料を常時備えておくこと。
- 9 その他知事が必要と認めて指示する措置

3 第一項に規定する事項を除くほか、営業者は、旅館業の施設を利用させるについては、政令で定める基準によらなければならない。

○旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）

（利用基準）

第三条 営業者は、旅館業の施設を利用させるについては、次の基準によらなければならない。

- 一 善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を旅館業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。
- 二 善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。

〔特定感染症のまん延防止に対する協力依頼〕

第四条の二 営業者は、宿泊しようとする者に対し、旅館業の施設における特定感染症のまん延

の防止に必要な限度において、特定感染症国内発生期間に限り、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める協力を求めることができる。

一 特定感染症の症状を呈している者その他の政令で定める者 次に掲げる協力

○旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）

（法第四条の二第一項第一号の政令で定める者）

第四条 法第四条の二第一項第一号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 特定感染症の症状を呈している者
- 二 特定感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者（前号に掲げる者を除く。）

イ 当該者が次条第一項第一号に該当するかどうか明らかでない場合において、医師の診断の結果その他の当該者が同号に該当するかどうかを確認するために必要な事項として厚生労働省令で定めるものを厚生労働省令で定めるところにより営業者に報告すること。

○旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）

〔法第四条の二第一項第一号イの厚生労働省令で定めるもの〕

第五条の二 法第四条の二第一項第一号イの厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 医師の診断の結果
 - 二 特定感染症の症状を呈している者にあつては、当該症状が特定感染症以外によるものであることの根拠となる事項
- 2 法第四条の二第一項第一号イの報告は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行うものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、口頭でこれを行うことができる。

ロ 当該旅館業の施設においてみだりに客室その他の当該営業者の指定する場所から出ないことその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの

○旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）

（法第四条の二第一項第一号ロの協力）

第五条 法第四条の二第一項第一号ロの政令で定める協力は、次のとおりとする。

- 一 旅館業の施設においてみだりに客室その他の営業者の指定する場所から出ないこと。
- 二 体温その他の健康状態その他厚生労働省令で定める事項の確認の求めに応じること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）第十六条第一項その他の感染症法の規定に基づいて厚生労働大臣が特定感染症の予防若しくはそのまん延の防止に必要なものとして公表した内容又は特定感染症に係る新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第十八条第一項に規定する基本的対処方針において同法第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置として定められた内容（次条第二号において「特定感染症に係る公表又は基本的対処方針の内容」という。）に即して、法第四条の二第一項第一号ロの協力として法第五条の二第一項に規定する指針で定めるもの

二 特定感染症の患者等（特定感染症（新感染症を除く。）の患者、感染症法第八条（感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者及び新感染症の所見がある者をいい、宿泊することにより旅館業の施設において特定感染症をまん延させるおそれがほとんどないものとして厚生労働省令で定める者を除く。次条第一項第一号において同じ。） 前号ロに掲げる協力

三 前二号に掲げる者以外の者 当該者の体温その他の健康状態その他厚生労働省令で定める事項の確認の求めに応じることその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの

○旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）

（法第四条の二第一項第三号の協力）

第六条 法第四条の二第一項第三号の政令で定める協力は、次のとおりとする。

- 一 体温その他の健康状態その他法第四条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める事項の確認の求めに応じること。
- 二 前号に掲げるもののほか、特定感染症に係る公表又は基本的対処方針の内容に即して、法第四条の二第一項第三号の協力として法第五条の二第一項に規定する指針で定めるもの

2 前項の特定感染症国内発生期間は、次の各号に掲げる特定感染症の区分に応じ、当該各号に定める期間(特定感染症のうち国内に常在すると認められる感染症として政令で定めるものにあつては、政令で定める期間)とする。

○旅館業法施行令(昭和32年政令第152号)

(法第四条の二第二項の政令で定める感染症及びその特定感染症国内発生期間)

第七条 法第四条の二第二項の政令で定める感染症は、結核とし、その特定感染症国内発生期間は、第一号に掲げる日から第二号に掲げる日までの間とする。

- 一 厚生労働大臣が、感染症法第十六条第一項の規定により公表した結核の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに結核の予防に必要な情報を踏まえ、営業者が宿泊しようとする者に対して法第四条の二第一項の規定に基づく協力を求めなければ旅館業の施設における結核のまん延のおそれがあると認め、その旨を告示した日
- 二 厚生労働大臣が、前号に規定するおそれなくなつたと認め、その旨を告示した日

一 一類感染症及び二類感染症 感染症法第十六条第一項の規定により当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われたときから、同項の規定により国内での発生がなくなつた旨の公表が行われるまでの間

二 新型インフルエンザ等感染症及び新感染症 感染症法第四十四条の二第一項又は第四十四条の十第一項の規定により当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われたときから、感染症法第四十四条の二第三項の規定による公表又は感染症法第五十三条第一項の政令の廃止が行われるまでの間

三 指定感染症 感染症法第四十四条の七第一項の規定により当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われ、かつ、当該感染症について感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて感染症法第十九条若しくは第二十条又は第四十四条の三第二項の規定が準用されたときから、感染症法第四十四条の七第三項の規定による公表が行われ、又は当該感染症について感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて感染症法第十九条及び第二十条並びに第四十四条の三第二項の規定が準用されなくなるときまでの間

3 厚生労働大臣は、第一項第一号ロ及び第三号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者並びに旅館業の業務に関し専門的な知識及び経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4 宿泊しようとする者は、営業者から第一項の規定による協力の求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

[宿泊をさせる義務]

第五条 営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、宿泊を拒んではならない。

- 一 宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき。
- 二 宿泊しようとする者が賭博その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。
- 三 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。

○旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)

[法第五条第一項第三号の厚生労働省令で定めるもの]

第五条の六 法第五条第一項第三号の厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものであつて、他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのあるものとする。

- 一 宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求(宿泊に関して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)第二条第二号に規定する社会的障壁の除去を

求める場合を除く。)

二 粗野又は乱暴な言動その他の従業者の心身に負担を与える言動(営業者が宿泊しようとする者に対して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第八条第一項の不当な差別的取扱いを行ったことに起因するものその他これに準ずる合理的な理由があるものを除く。)を交えた要求であつて、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要することとなるもの

四 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。

○旅館業法施行条例(昭和32年愛媛県条例第44号)

(宿泊拒否の事由)

第5条 営業者は、法第5条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、宿泊を拒むことができる。

- (1) 営業者が休業中であるとき。
- (2) 宿泊しようとする者が明らかに支払能力を有しないと認められるとき。
- (3) 宿泊しようとする者が公衆衛生上他の客の宿泊に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (4) その他正当の事由があるとき。

〔宿泊者名簿〕

第六条 営業者は、厚生労働省令で定めるところにより旅館業の施設その他の厚生労働省令で定める場所に宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、連絡先その他の厚生労働省令で定める事項を記載し、都道府県知事の要求があつたときは、これを提出しなければならない。

○旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)

〔宿泊者名簿〕

第四条の二 法第六条第一項の宿泊者名簿(以下「宿泊者名簿」という。)は、当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から三年間保存するものとする。

- 2 法第六条第一項の厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。
 - 一 旅館業の施設
 - 二 営業者の事務所
- 3 法第六条第一項の厚生労働省令で定める事項は、宿泊者の氏名、住所及び職業のほか、次に掲げる事項とする。
 - 一 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号
 - 二 その他都道府県知事が必要と認める事項

○旅館業法施行条例(昭和32年愛媛県条例第44号)

(宿泊者名簿)

第9条 法第6条の規定による宿泊者名簿には、省令第4条の2第3項(同項第2号を除く。)に規定するもののほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 到着月日時及び出発月日時
- (2) 前夜宿泊地名
- (3) 行先地名(下宿人を除く。)
- (4) 年齢
- (5) 室番号